

認定農業者になって 魅力ある農業経営をめざそう！

○認定農業者制度とは

効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を、市の基本構想に照らして認定し、その計画の達成に向けて支援を講じていこうとするものです。

○認定農業者になるには

経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策とする「農業経営改善計画」を作成し、市へ提出します。

市は、計画内容が基本構想(裏面表)に照らして適切であるか、計画の達成される見込みが確実であるか等を審査し、計画を認定します。

認定後は、本計画に基づき、経営改善を実施することになります。

なお、作成にあたっては、市や県が応援いたします。

○認定農業者の対象は

性別、年齢、専業・兼業の別、経営規模・所得の大小、営農類型、法人経営を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

また、夫婦や親子でも共同申請により認定農業者になれます。



○メリットは(主なもの)

○ 低利資金の融資

- ・スーパーL資金 …農地取得や機械・施設の投資等の長期資金
- ・農業近代化資金…機械・施設等の改良、取得、復旧等の中長期資金及び長期運転資金
- ・スーパーS資金 …肥料や種苗代等の購入代にあてる短期運転資金
- ・農業改良資金 …新作物分野、流通加工分野、新技術などにチャレンジする場合に必要な施設・機械・資材などの取得資金

○ 税制の特例

- ・割増償却制度 …青色申告する認定農業者が、経営規模を一定以上の拡大をすると、機械、施設の減価償却費を普通に計算した金額(法定償却額)よりも割増して計上できます。

○ 農業者年金における認定農業者のメリット

- ・認定農業者のような意欲ある担い手に対するメリットとしては、その申し出により保険料(2万円)に対して2割、3割又は5割の政策支援(国庫補助)があります。

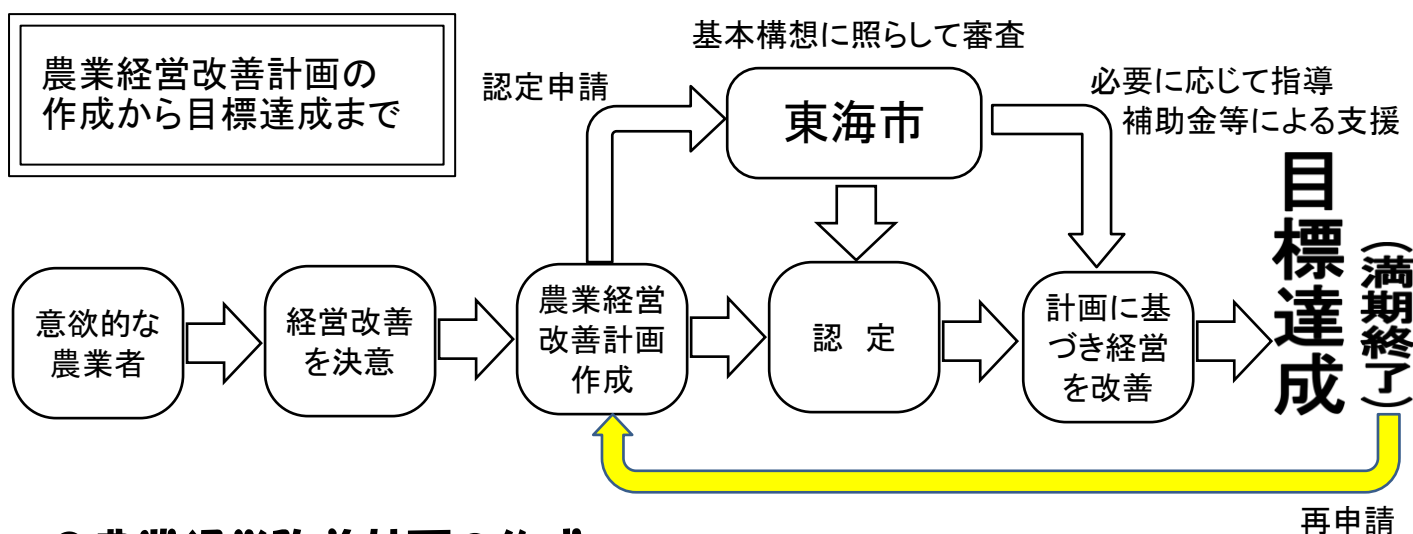
具体的には、政策支援を受けた者が負担する保険料は月額1万円、1万4千円、又は1万6千円に減額されます。

なお、政策支援は、35歳未満であればその要件を満たしているすべての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算で最大20年間受けられます。

(農業者年金制度についてのお問い合わせは、農業委員会へ)

○農業経営改善計画期間が満了したときは

5年間の取り組みの成果や課題・問題点などを点検し、新たな経営目標の設定が必要となれば、新しい農業経営改善計画を作成し、再認定を受け、引き続き支援を受けることができます。



○農業経営改善計画の作成

農業経営改善計画には5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

- ① 経営規模の拡大(経営面積を大きくしたい)
- ② 生産方式の合理化(農業生産の無駄を省きたい)
- ③ 経営管理の合理化(コスト管理をしっかりしたい)
- ④ 農業従事者の態様の改善(労働時間を少なくしたい)



「表 基本構想」 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
家族経営体 800万円	1,800時間程度
1 家族経営体とは、家族労働を中心とした標準的な家族経営である。 2 家族経営体の年間農業所得は、主たる事業者1人、家族労働者1.5人を想定して示している。	
企業的経営体 1,400万円 [内訳] ・農業経営者 700万円程度 ・給与受給者1.5人 700万円程度	1,800時間程度
企業的経営体とは、雇用労力や効率的な生産方式を導入して、より効率的な農業経営を営む経営体で、ここでは以下を想定している。 1 家族経営協定の締結に基づく給料制を導入した家族経営体 2 法人化した経営体	

※ お問い合わせ先 東海市環境経済部農務課 農業振興係
 電話 052-603-2211または、0562-33-1111(内線524)
 Fax 052-603-6910 E-mail noumu@city.tokai.lg.jp